

制度概要

社会貢献応援型特定社債保証（略称：特定社債・貢献）		
目 的	企業の社会的責任(CSR)や、地方創生等の取組みを推進する中小企業者の発展に資するため、社債(私募債)発行による長期・安定的な事業資金を供給することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>申込時の決算年度、または、申込直前の決算年度に、企業の社会的責任(CSR)ならびに地方創生等に関する取組みを行った、または行っている中小企業者であって、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注)各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>	
対 象 資 金	事業資金（運転資金、設備資金） (注)中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。	
保証条件	保証形式	信用保証協会及び金融機関の共同保証形式とする。 ただし、証券化を活用するものにあつては、この限りではない。
	保証限度額	4億5,000万円以内 ※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、特定社債との合計で5億円以内 ※80%保証のため、保証付き私募債の発行価額は5億6,000万円以内 ※1回の発行額は3,000万円以上
	保証期間	2年以上7年以内
	返済方法	定時償還、満期一括償還
	発行形式	振替債（社債の種類は問わない）
	担 保	原則として、保証金額2億円(社債発行額は2億5,000万円)を超える場合は徴求する。 この場合、保証協会が担保設定する。
	保 証 人	不要（法人代表者も不要）
	貸付利率	発行体所定利率
保証料率	基準料率	社債総額に対し、年0.35%～1.45%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
責 任 共 有	部分保証（80%保証）	
取扱金融機関	十八親和銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、北九州銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫、佐賀共栄銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①保証委託申込書(特定社債保証用) ②特定社債保証資格要件申告書 ③社会貢献応援型特定社債保証 要件確認書 ④その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	①取扱金融機関は、本制度に関する覚書締結金融機関とする。 ②本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議を必要とする。 ③実行後の各種報告等には、本制度専用の様式を使用する。	
実 施 日	平成30年11月1日 創設 令和3年4月1日最終改正(取扱期限の変更)	